

民泊新法 の施行によって生じる 特有のトラブル について

具体的な想定事例 をもとに、 対応策 を提示します！

これ1冊でわかる

# 住宅宿泊事業法

横田真一郎・佐伯優仁・野村祐美子 [著]

弁護士が解説する  
**民泊制度**  
の要点と  
トラブル対応事例

これ1冊でわかる

## 住宅宿泊事業法

横田真一郎・佐伯優仁・野村祐美子 [著]

弁護士が解説する  
**民泊制度**  
の要点と  
トラブル対応事例

▶ ゲストの無断キャンセル、  
直前のキャンセル

▶ 部屋の備品が  
なくなってしまった

▶ 投資不動産を民泊営業で  
運用することは可能？

民泊ビジネスを進めていくうえで知っておきたい

**民泊制度の要点  
トラブル対応事例が満載！**

改正旅館業法・  
特区民泊  
にも対応！

弁護士が事業者向けに  
わかりやすく解説した 民泊ビジネスのための1冊

第一法規

▶ トラブル事例とその回避ノウハウに  
精通している弁護士が事業者向けに  
具体事例をあげてわかりやすく解説

▶ 民泊ビジネスを進めていくうえで  
知っておきたいトラブル対応事例  
(Q&A形式)が満載

▶ 事業者がおさえておくべき  
住宅宿泊事業法の要点を解説  
巻末には法令の他ガイドラインも収録

A5判・464頁 定価 本体3,600円+税



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# これ1冊でわかる 住宅宿泊事業法

## 弁護士が解説する民泊制度の要点とトラブル対応事例

### 目次

#### 第1編 住宅宿泊事業法の解説

- 第1章 民泊の種類／3種類の民泊（旅館業、特区民泊、住宅宿泊事業）
- 第2章 住宅宿泊事業の概要／三つの事業とその規制枠組み
- 第3章 住宅宿泊事業について
- 第4章 住宅宿泊管理業について
- 第5章 住宅宿泊仲介業について

#### 第2編 住宅宿泊事業に関するQ&A

- 第1章 年間日数制限関連に関するQ&A
- 第2章 住宅宿泊事業を行うことができる「住宅」に関するQ&A
- 第3章 届出にあたる事前説明に関するQ&A
- 第4章 住宅宿泊管理業務の委託に関するQ&A
- 第5章 住宅宿泊事業の業務に関するQ&A
- 第6章 住宅宿泊仲介業者に関するQ&A
- 第7章 民泊物件への投資に関するQ&A
- 第8章 民泊とマンション管理組合に関するQ&A
- 第9章 旅館業と賃貸借契約に関するQ&A

#### 第3編 民泊に関するQ&Aやトラブルとその対応

- 第1章 予約に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第2章 宿泊拒否に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第3章 ゲストの迷惑行為に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第4章 周辺住民に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第5章 設備に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第6章 民泊事業に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第7章 民泊物件での事故に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第8章 宣伝・表示に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第9章 従業員に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第10章 委託先に関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第11章 民泊物件掲載サイトに関するQ&Aやトラブルとその対応
- 第12章 賃貸人・管理組合に関するQ&Aやトラブルとその対応

#### 巻末資料

- 住宅宿泊事業法
- 国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則
- 住宅宿泊管理受託標準契約書
- 住宅宿泊事業法施行令
- 厚生労働省関係住宅宿泊事業法施行規則
- 標準住宅宿泊仲介業約款
- 住宅宿泊事業法施行規則
- 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）

第3編 民泊に関するQ&Aやトラブルとその対応

Q

私の所有する一室に泊まっていたゲストの寝たばこで火事が発生し、民泊物件が燃えてしまいました。ゲストは逃げたので無事だったようですが、民泊物件の隣の部屋にも火が燃え移り、隣の部屋も全部燃えてしまったようです。私は、ゲストに対して、損害賠償を請求できますか。また、民泊物件の隣の部屋の所有者に対して、ゲストのみならず民泊物件の所有者である私も責任を負うのでしょうか。

A

故意または過失により、第三者の権利または法律上保護されている利益を侵害した場合には、不法行為に基づき損害を賠償する責任があり（民法第709条）、ゲストは、寝たばこというゲストの過失により、民泊物件を滅失させてしまっており、あなたの所有権を侵害しています。もっとも、失火に関する不法行為責任の場合には、失火責任法が適用され、失火者に故意または重過失がない限り責任を負いませんが、今回のような寝たばこの場合には、ゲストに重過失があると認定される可能性が高いため、あなたは、ゲストに対して、不法行為に基づき、損害の賠償を請求することができます。具体的には、あなたは、ゲストに対して、燃えてしまった当時の民泊物件の価値に相当する金額について賠償を求めることができます。

あなたは、ゲストに対して、前述の不法行為責任に基づく損害賠償請求のほか、ゲストの債務不履行に基づいて損害賠償請求することも考えられます。すなわち、債務者は、故意または過失により、債務不履行が生じた場合に、その債務不履行によって生じた損害を債権者に賠償する責任があり（民法第415条）、ゲストは、宿泊契約に基づいて、あなたの物件を損傷しないように配慮すべき注意義務を負っているにもかかわらず、寝たばこによりあなたの民泊物件

233

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!